

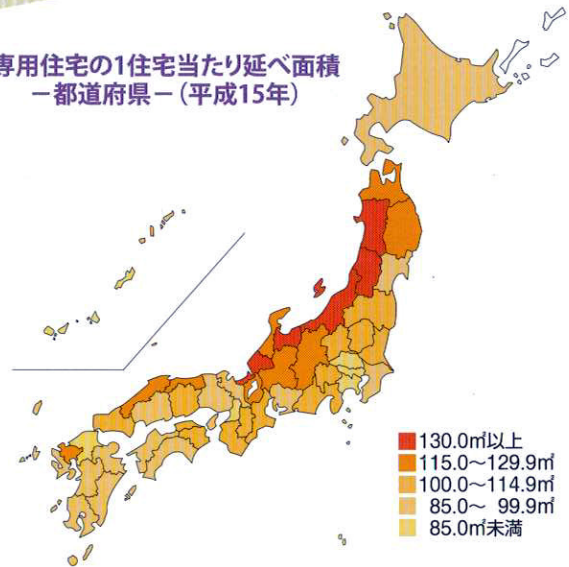
平成15年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかります。

住宅規模の大きい日本海側の各県

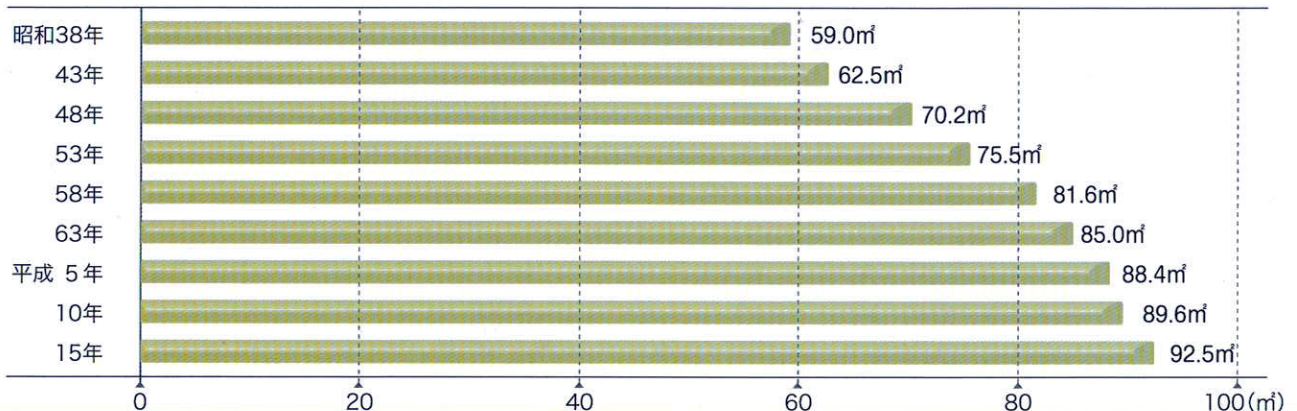
都道府県別に住宅の広さを1住宅当たりの延べ面積で見ると、富山県が151.9㎡と最も広く、次いで福井県143.6㎡、山形県136.8㎡、秋田県135.9㎡、新潟県132.7㎡と続き、この日本海側の5県が130㎡を超え、全国平均の92.5㎡を大幅に上回っています。また、1住宅当たり平均100㎡以上となる県は、平成5年が21県、10年が24県、15年が27県と増加しています。

一方、最も狭いのは東京都の62.5㎡で、次いで大阪府73.1㎡、神奈川県74.6㎡と大都市を含む県となっており、住宅規模が大きい日本海側の各県と明らかな対照をみせています。

専用住宅の1住宅当たり延べ面積
—都道府県—(平成15年)



専用住宅の1住宅当たり延べ面積の推移(昭和38年～平成15年)



調査員の仕事のあらまし

平成20年住宅・土地統計調査で、調査員が行う仕事は、次のとおりです。

① 調査員事務打合せ会への出席(8月)

調査活動の内容や調査票の記入方法などについて説明を受け、仕事のしくみと調査員の役割などを理解します。

② 調査地域の確認など(9月上旬)

受持ち調査地域の範囲をあらかじめ確認するとともに、受持ち調査区域内の各世帯に「調査のお知らせ」(調査協力依頼用パンフレット)を配布します。

③ 調査対象名簿の作成(9月中旬)

受持ち調査地域の範囲を確認後、「調査対象名簿」を作成し、市区町村へ提出します。(市区町村において調査世帯を選定します。)

④ 調査票の配布と回収(9月下旬～10月上旬)

市区町村から調査対象となる住戸が示された「調査対象名簿」を受け取り、これに基づいて「調査票」や「記入のしかた」などを各世帯に配布します。その後、各世帯を再度訪問して、調査票を回収します。

⑤ 調査書類の検査と提出(10月中旬)

自宅で調査書類を検査し、必要な記入を行ってから整理し、定められた期日までに市区町村へ提出します。